

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年4月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000503号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年4月1日から昭和40年10月20日まで

A事業所に美容師として勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。フルタイムで勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所に美容師として勤務したとしているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても、請求者が記憶する所在地にあるA事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者が記憶するA事業所の所在地を管轄するB市B保健所長は、現在の経営者を開設者とする「A事業所」の施設確認日は昭和40年4月19日であり、同日より前の届出については確認できない旨回答しているところ、同経営者は、請求期間当時は以前の経営者の時代なので、資料は何も残っておらず、全く分からない旨回答していることから、請求者のA事業所における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、A事業所の事業主は既に亡くなっていると回答しており、同僚として氏名を挙げた3名については所在が判明しない。

加えて、A事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、該当する事業所の会社・法人は見当たらないと回答しており、請求者の雇用保険の加入記録も確認できないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。